

# 次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

令和2年9月末現在

## 1. 基金の概要

基金(事業)の名称	省エネルギー設備導入促進基金 (次世代自動車充電インフラ整備促進事業)	
法人名	一般社団法人低炭素投資促進機構	
基金額(国庫補助金相当額)	100, 500百万円(100, 500百万円)	
基金事業の目的	充電設備費及び設置工事費の一部を補助することで、設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。	
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の普及を通じて、運輸部門におけるCO2の排出抑制や石油依存度の低減を図るため、普及に不可欠な充電インフラの整備を促進する。	
基金事業を終了する時期	令和6年度	
次回の見直し時期	-	
基金事業の目標	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の普及を加速させるため、充電器について購入費及び工事費の一部補助を通じて、充電インフラを計画的・効率的に整備する。	

## 2. 見直し結果

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 (平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	今後とも「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施	
目標達成の評価	-	
基金の保有割合	0.97	
	基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) (令和元年度末基金残高(61百万円)-当年度の国庫返納予定額(1百万円)÷管理費所要見込額(62百万円))
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	有
	「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」3.(4)ア①/エ当該基準3.(4)エに基づき、令和2年8月に0.8百万円を国庫返納済。	
その他		

### 3. 運用方法

科目	当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金	資金の安全性と流動性が確保されるため。	61
短期・長期信託		
有価証券		
国債		
政保債、地方債		
その他社債等		

### 4. 執行状況

(単位:百万円)

			令和元年度	令和2年度見込み
収入	国費	運用収入	-	-
	国費以外	出資等	-	-
		運用収入	-	-
		その他	1	6
	前年度繰り越し		72	61
	(マイナス)返納額		-	-1
	合計(a)		73	66
(事業費等) 支出	事業費(交付額)		-	-
	管理費(※3)		11	13
	合計(b)		11	13
基金残高(a-b)			61	53
出資残高			-	-
貸付残高			-	-
債務保証残高			-	-

#### <交付額等>

	25年度	26年度	27年度
交付決定件数	3,159	7,178	374
交付決定額	3,026	16,123	973

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。

※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日 行政改革推進本部)

※3支出先は当法人及び事務局